

消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 206,347 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,130,596 千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	167,613	47,219	0	5,081	0	115,313
	障害者福祉事業	683,111	476,056	0	2,000	0	205,055
	高齢者福祉事業	81,613	766	0	18,726	0	62,121
	児童福祉事業	1,477,200	717,762	0	69,978	121,297	568,163
	小計	2,409,537	1,241,803	0	95,785	121,297	950,652
社会保険	国民健康保険事業	245,768	124,816	0	0	29,946	91,006
	介護保険事業	418,614	11,262	0	0	43,641	363,711
	後期高齢者医療事業	363,022	60,419	0	0	11,463	291,140
	小計	1,027,404	196,497	0	0	85,050	745,857
保健衛生	保健衛生事業	589,676		0	33	0	589,643
	予防事業	56,945	1,788	0	0	0	55,157
	母子保健事業	16,555	4,954	0	207	0	11,394
	健康増進事業	30,479	1,813	0	51	0	28,615
	小計	693,655	8,555	0	291	0	684,809
合計		4,130,596	1,446,855	0	96,076	206,347	2,381,318

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」にあてられるものです。

○社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費です。

○充当については、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。